

ゆかい村再発見プロジェクト業務委託仕様書

1. 業務名

ゆかい村再発見プロジェクト

2. 委託期間

契約の翌日から令和2年3月26日まで

3. 事業目的

本事業は、外部の視点を持つ学生等と地域住民が連携して、ゆかい村（風間浦村）の良さを見つめなおし、魅力的な地域資源を商品やサービスにすることで、地域経済の活性化をはかり、持続可能な地域づくりを目指していくことを目的とする。

4. 事業内容

本事業は平成29・30年度実施のゆかい村再発見プロジェクトを活かした内容とし①~⑦を満たすものとする。平成30年度に話し合った下風呂温泉の「湯治」の再定義を含むこととする。

- ① ゆかい村再発見プロジェクトの体制強化
- ② セミナーの開催（年2回以上）
テーマ⇒①温泉地域活性化・湯治 ②インターネット販売について
- ③ ゆかい村ポータルサイトの情報拡充
内容⇒「湯治」に関するコンテンツの追加
- ④ 湯治冊子の制作（企画・デザイン・印刷含む）
部数⇒2,000部（B5サイズ）
- ⑤ 下風呂温泉郷PRグッズの制作（企画・デザイン・印刷含む）
内容⇒ポスター1,000部（A2サイズ） チラシ2,000部（A4サイズ）
- ⑥ ホームページ訪問数増加のための取り組み
内容⇒インターネット広告の設定・運用
- ⑦ その他事業目的を達成するために必要な事項

5. 提案に係る要件

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ① 本業務の指導者として従事する者は、十分な能力（知識及び経験を有する）を持つ者とする。

- ② ひとつづくり・地域おこし等に精通した者をコーディネーターとし、学生と村民の意見交換を交えながら事業を推進すること。
- ③ 学生等による調査・研究等に関する旅費は、風間浦村職員等の旅費に関する条例に準じる金額とすること。
- ④ 宿泊費は、1泊2食あたり税込8,750円を上限とすること。

6. 報告義務

- ① 受託者は、契約後速やかに事業計画書を発注者に提出すること。
- ② 受託者は、本事業終了後に業務実績報告書を発注者に提出すること。

7. その他

本仕様書に規定がない事項について疑義が生じたときは、発注者、受託者協議の上決定するものとする。